資料３

手話言語条例評価部会　意見具申(案)

○「大阪府手話言語条例検討部会提言（平成28年8月31日）」に基づき、府は、平成29年３月に「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例（以下「条例」という。）」を公布・施行した。その後、条例に基づき、別紙のとおり、着実に施策展開を図り、所要の成果を　　上げてきた。この度、これら施策展開及び成果に基づき、以下の点、意見　　具申するものである。

○新生児聴覚スクリーニング検査直後からの早期支援、特に子どもが1歳に達するまでの間における保護者・子どもの支援を行うことが重要である。　これらが確保されなければ、新生児聴覚スクリーニング検査後、心理的・専門的な公的支援が十分ではない中で、保護者と子どもが過ごさなければならないからである。

○補聴器や人工内耳の装用後も、就学前から就学後において、日本語習得支援はもとより、手話の獲得・習得（手話で学び、手話を学ぶ）支援を行うことのできる環境整備を進めることが重要である。たしかな母語（手話）の獲得が、日本語の習得のみならず、思考する力や自分と他人を思いやり、それらに基づき行動する力などの発達のベースとなるためである。

○以上の点について、府立福祉情報コミュニケーションセンター（令和２年６月15日オープン予定）を条例に基づく施策等（特に乳幼児・保護者の支援）の中核支援拠点として明確に位置付け、当該施設と保健医療・教育等関係機関との連携による総合的支援体制を確立していくことが必要である。また、これら条例に基づく施策等について、第5次障がい者計画の「学ぶ」の各分野にしっかりと位置付けられなければならない。